

令和7年度

中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業

【ハンズオン支援募集要項】



総合支援部 多摩支社

〒196-0033 東京都昭島市東町3-6-1

TEL : 042-500-3901

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp>

◆申請書類提出期間

令和7年5月19日（月） ～ 令和7年7月25日（金）

※メールの受信日時にて判定します。

◆申請方法

下記のとおり、メールにてご提出ください。

<宛先> supply_chain@tokyo-kosha.or.jp

<件名> サプライチェーン事業ハンズオン支援申込

<添付> （代表企業の場合）

（１）ハンズオン支援申込書

（２）取組内容申請書

（３）誓約書

（グループ構成企業の場合）

（１）取組内容申請書

（２）誓約書

※企業により提出書類が異なりますのでご注意ください。

※PDF に変換のうえ、ご提出ください。

目次

1. 事業目的.....	2
2. 支援内容.....	3
3. 事業の流れ.....	5
4. 申請方法.....	6
5. 申請要件.....	7
6. 支援決定.....	10
7. 支援決定の取消し	10

1. 事業目的

昨今、環境意識の高い企業を中心に、サプライヤーに対して CO₂ 排出量の削減を求める傾向が強まる中、今後、中小企業が大企業等との取引を継続又は新たに開始するには、自社及び自社のサプライチェーンを含めた CO₂ 排出量の把握と削減が求められてきています。

そこで、本事業では複数の都内中小企業がサプライチェーンで CO₂ 排出量の見える化や CO₂ 排出削減等に向けた一体的な取組を支援することで、中小企業の成長を図ることを目的として実施します。

2. 支援内容

本事業では、ハンズオン支援の申請を行った都内中小事業者等のうち、審査を経て支援決定を受けた事業者（以下、「支援事業者」という。）が実施する脱炭素化に向けた取組を支援します。以下（１）ハンズオン支援に記載する支援を行うとともに、必要に応じて（２）助成金支援も実施します。

（１）ハンズオン支援

ハンズオン支援では、以下の支援を行います。

項目	詳細
支援内容	専門家が企業へ訪問し、以下支援を行います。 ① CO ₂ 排出量削減計画策定支援 <u>※ 助成金申請を行う際には、CO₂排出量削減計画策定支援終了証が必須となります。</u> ② 脱炭素推進人材育成 ③ サプライチェーン発展のため実行支援 ④ 効果測定（地球温暖化対策報告書の作成を含め） ⑤ 展示会出展等での取組発信
支援対象者	都内中小企業者で構成されるサプライチェーン ※みなし大企業は申請できません。 ※特定の製品等で取引関係にある企業が共同で申請してください。 ※令和7年4月1日現在で都内に登記簿上の本店又は支店があること、都内事業所で継続的に2年以上事業を行っていること等が必要です。 ※本事業で複数のグループに属することはできません。
支援期間	ハンズオン支援決定日から令和10年3月31日まで ※ただし、助成金が交付決定された場合は、助成対象期間を上限に延長ができます。
派遣可能エリア	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県
費用	無料

(2) 助成金支援

都内の中小企業グループが、サプライチェーンにおける脱炭素化に取り組む際に発生する以下の経費の一部を助成します。

- ① CO₂可視化システムの導入・運用及びデータ連携に係る経費
- ② 脱炭素化等に向けた生産設備等を導入又は更新するための経費
- ③ 脱炭素化等につながる省エネ設備等の導入又は更新に係る経費
- ④ 脱炭素化の取組を発信する展示会出展に係る経費

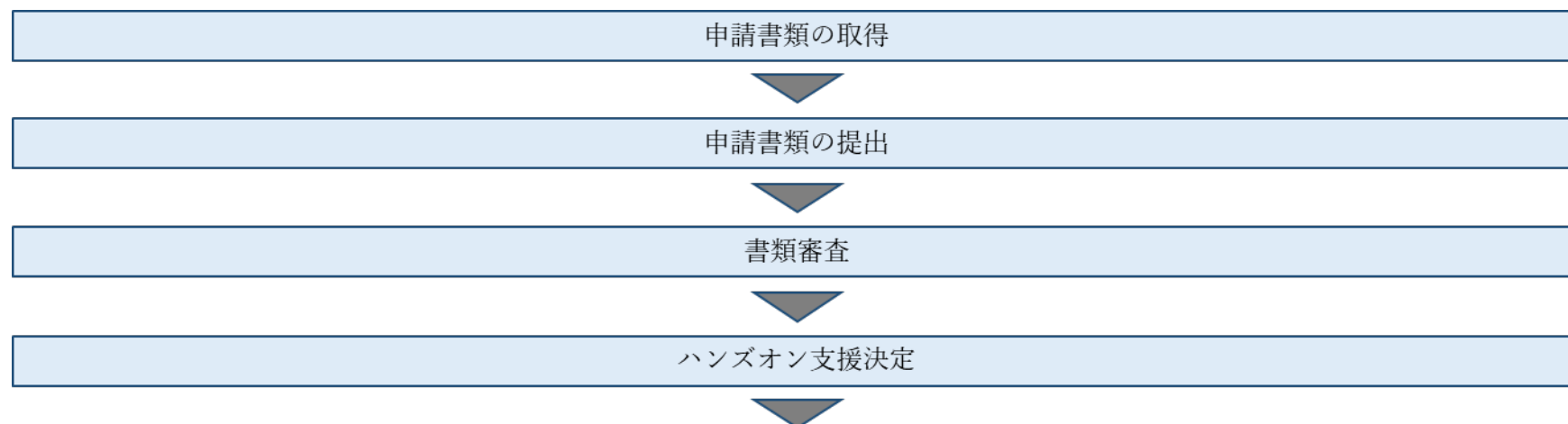
<助成対象例>

項目	詳細		例
助成対象 経費	CO ₂ 可視化システムの 導入	初期導入経費	マスタ設定、環境設定等、開発委託料
		使用料及び保守料	クラウドサービス利用料、不具合や操作方法の問い合わせ対応に係る経費
	脱炭素化等に向けた 設備導入・更新	省エネ設備	LED照明設備、高効率空調設備、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓、遮熱等
		CO ₂ 排出量低減効果のある新たな 生産設備（更新・新設）	既存生産設備の省エネ型最新機種への更新、CO ₂ 排出量低減のための 生産方式見直しに伴い新たに導入する加工機器、生産設備等
		運用改善のための設備	デマンド監視装置、人感センサ、 エネルギーマネジメントシステム
		計測機器・装置	ロガー、電力量等のセンサ、流量計、温湿度計、熱量計等
		廃棄物を削減するための設備	破碎機、粉碎機、切断機、圧縮梱包機、選別機、洗浄機、脱水機等
		再生可能エネルギー設備	太陽光パネル
		蓄電池	蓄電池
	展示会への出展	出展小間料	リアル会場の小間料、オンライン出展料金
		出展に伴う委託経費	ブース装飾経費、通訳委託経費

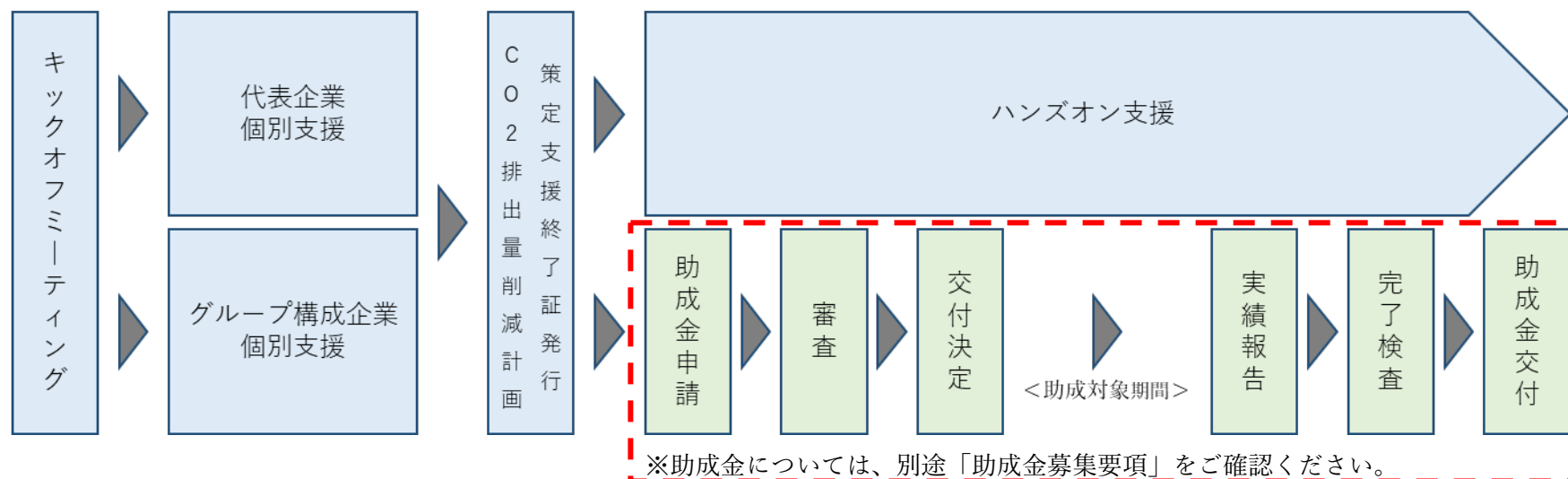
詳細は、別途「助成金募集要項」をご確認ください。

3. 事業の流れ

下記フローのように、ハンズオン支援を受けるためには、申込を行い、書類審査を通過して支援決定を受ける必要があります。



<ハンズオン支援の概要>



4. 申請方法

申請書類の取得からハンズオン支援決定までの流れは下表のとおりです。状況により変更する場合があります。

内容	備考
【STEP 1】 申請書類の取得	申請書の取得は下記URLよりダウンロードしてください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/supply_chain/index.html ※申請書の作成前に必ず募集要項をご一読ください。
【STEP 2】 申請書類の提出	ダウンロードした申請書類について、記入例を参考にし、作成してください。 作成後、下記のとおりメールにてご提出ください。 <申請期日>令和7年7月25日（金）まで ※メール受信日時にて判定します <宛先> supply_chain@tokyo-kosha.or.jp <件名> サプライチェーン事業ハンズオン支援申込 <添付> (1) ハンズオン支援申込書 (2) 取組内容申請書 (3) 誓約書 <u>※(1)は代表企業のみ、(2)及び(3)は代表企業を含むグループ構成企業各社ご提出ください。</u> ※PDFに変換のうえ、ご提出ください。
【STEP 3】 書類審査	審査期間は2週間程度を予定しています。 ※1グループの構成企業数や取組内容等を総合的に審査します。
【STEP 4】 ハンズオン支援決定	書類審査の結果については、申請企業各社に通知します。

5. 申請要件

申請にあたっては、以下の（１）～（４）の要件を満たす必要があります。

（１）都内中小企業者^{*1}で構成されるサプライチェーンであること（会社及び個人事業者）

※１ 中小企業者とは、中小企業基本法第２条第１項に規定されている下表に該当する者のうち、大企業^{*2}が実質的に経営に参画していない者をいいます。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	３億円以下又は 300 人以下
卸売業	１億円以下又は 100 人以下
サービス業（下記以外）	５千万円以下又は 100 人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	３億円以下又は 300 人以下
小売業	５千万円以下又は 50 人以下

※２ 「大企業が実質的に経営に参画していない者」とは、次の各号に該当しない者であって、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないと認められる者をいいます。

ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は大企業とみなさないものとします。

- ア 発行済み株式総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有又は出資している中小企業
- イ 発行済み株式総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有又は出資している中小企業
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の半数以上を占有している中小企業

（２）都内で実質的に事業を行い、次のア、イのいずれにも該当していること

- ア 基準日（令和 7 年 4 月 1 日）現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があること。なお、個人においては基準日現在で東京都内に開業届け出があること。
- イ 基準日現在で、東京都内事業所で継続的に 2 年以上事業を行っていること。

※「実質的に事業を行っていること」とは、単に登記や建物があることだけではない、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われていることを指します。ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

（３）特定の製品等で調達・製造・施工・在庫管理・物流・販売などの取引関係にあるサプライチェーンであること

（４）支援事業の実施場所が、次のア、イのいずれにも該当していること

ア 自社の事業所、工場等であること（賃貸借契約をしている建物も含む）。

イ 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県のいずれかに所在する事業所又は工場等であること。

○助成金の申請を検討している事業者は以下の要件もご確認ください。

１．東京都に納税し、かつ、税金等の滞納がないこと

ア 都税事務所等との協議のもと、分納している期間中も申請できません。

イ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

２．本助成事業の申請は、１企業につき、同一年度では１申請に限ること

３．同一機械設備（助成対象設備が同一）で助成を受けていないこと

ア 同一機械設備（助成対象設備が同一）で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。

イ 同一機械設備（助成対象設備が同一）で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

４．過去の助成事業において、事故がなく、報告書等を期日までに提出していること

ア 申請日までの過去５年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業などに関して、不正等の事故を起こしていないこと。

イ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去５年間に、「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

５．事業の継続に問題が無いこと

ア 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続き中（再生計画等認可決定確定後は除く）、又は私的整理手続き中等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

イ 会社法第４７２条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。

６．法令等を遵守していること

ア 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得すること。

イ 関係法令を遵守すること。

７．助成事業者等の関係者が以下に該当しないこと

- ア 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル行、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの。
- イ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むもの。
- ※ 特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了する時（それ以前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、申請要件を引き続き満たす必要があります。

6. 支援決定

支援決定は、「支援決定通知書」により通知します。

※支援決定の結果に関する個別のお問合せにはお答え致しかねますことを予めご了承ください。

※支援事業者として決定された場合、事業者名とサプライチェーンの概要が公表される場合があります。

7. 支援決定の取消し

支援事業または支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援の全部もしくは一部を取消し、不正の内容、支援事業者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 申請内容と異なる事実が認められた場合
- ② 企業が倒産又は企業整理した場合
- ③ 企業が P.7「5. 申請要件」に該当しないこととなった場合
- ④ 企業から支援不要の申出があった場合
- ⑤ ハンズオン支援申込書に記載された特定の製品等の製造、提供、販売などが中止となった場合
- ⑥ ハンズオン支援申込書に記載された特定の製品等に係る取引関係がなくなり、かつ支援対象期間中に取引関係が再開される見通しがない場合
- ⑦ 申込内容に虚偽や法に反する内容があったと確認された場合
- ⑧ その他、本事業の継続に支障をきたすと判断された場合